

ホームレス支援ニュースNo.13

2015年3月31日

公益社団法人広島県社会福祉士会ホームレス支援委員会(編集:岡崎仁史・垣内富子)

県民の皆様の寄付金である広島県共同募金会の助成金および広島市の補助金により発行しています。感謝。

公益社団法人広島県社会福祉士会 〒732-0816 広島市南区比治山本町 12-2 広島県社会福祉会館内

TEL:082-254-3019 FAX:082-254-3018 E-mail office@hacsw.jp /michishita@htc.or.jp

【特集】 「ホームレス自立支援から地域を基盤にした生活困窮者支援の展開へー2014年度(第10回)ホームレス自立支援連絡協議会」を開催しましたので、その協議内容を2回にわたって報告します。期日、場所:2015年3月24日広島市、参加者(今回は案内先を限定しました):野宿労働者の人権を守る広島夜回りの会、福山日回りの会、反貧困ネットワーク広島、風の家、広島県介護福祉士会、広島県社会福祉士会、広島市社会福祉協議会、広島県社会福祉協議会、広島市(健康福祉企画課、地域福祉課)。

(広島でのホームレス支援活動) 広島でのホームレス支援をめぐる公私の協議会を始めて、10年が経ちましたが、この間に貧困問題をめぐる支援方策は大きく変化しており、労働市場での就労や家族の相互扶助、社会保険が機能しない場合に、社会福祉制度は生活福祉資金か生活保護しか無く、その路上での窮状を見るに見かねて、市民団体「野宿労働者の野宿労働者の人権を守る広島夜回りの会」(1987年開始、以下同じ)、福山日回りの会、夜回りの会(2001年)、そして民間団体広島県社会福祉士会・広島県介護福祉士会など(2002年)、反貧困ネットワーク広島(2009年)、npo法人風の家(2010年)等が支援活動を始めました。そして、その間、社会福祉制度も改善・開発があり、ホームレス自立支援法(2002年)、広島市、福山市等の福祉事務所の積極的な支援活動、広島県地域生活定着支援センター(2010年、広島県社会福祉士会受託)、生活保護法の改正・生活困窮者自立支援法(2013年、2015年4月施行)となっています。

(路上生活者の減少と経済困窮者の増大) これら公私関係者の就労自立や生活保護利用支援により、ホームレス者は2014年1月では全国および広島市では52名(2003年の1/3)に、2015年1月では広島市35名に減らして畳の上に上がって生活再建に踏み出しているが、反面、なお広島市で35名、福山市、呉市で各々約5名の障害・高齢等の路上生活者が残っています。彼らは高齢、障害があり、複雑な事情で生活保護を勧めてもなかなか利用に至らないので、「少しでも畳に近づける支援」方策としてデイサービス、居住・食事・就労・健康支援などが必要と思われます。シェルター利用者も障害・高齢がある人が増えて、居住支援だけでは不十分で生活支援(世話)が必要な人が見られます。また、脱路上後、働いているが、障害があるために衣食住・健康保持などの基本的生活の支援が必要な人も見受けられます。また、社会福祉士会の「ホームレス自立生活支援基金」の利用者をみると(*生活保護や生活福祉資金制度の対象外の人で、今・少しの金銭が必要な人に貸付ける仕組)、まだ住居には居るが家族総働きしても生活費に事欠き水道光熱費が支払えずに止められる寸前とか、web 喫茶から働きに出る人などワーキングプアや親族・友人のサポートネットワークがなく、路上一步手前の方が見られます。また、引きこもり者全国61.7万人、小学校から高等学校の児童生徒の不登校(約20.3万人)など生活困窮者支援・社会的孤立者の支援対策が必要です。先進諸国等OECD加盟国のデータでは、日本の相対的貧困率は16.1%(2012年)、世界第2位という貧困者層が増加している。*相対的貧困率とは、

等価可処分所得（世帯の可処分所得を世帯人数の平方根で割って算出）が全人口の中央値の半分未満の世帯員を相対的貧困者としている。「平成 25 年国民生活基礎調査」)

長期間にわたるホームレス・貧困者支援を通して、2015 年現在の今、変化していること、変化していないこと、今後必要な支援について、各団体、関係機関から報告してもらいました。

資料1 広島県内の路上生活者の状況

広島県ホームレス概数調査結果
(2003年1月現在)

| 市町 | 人 | 2007年1月 | 2014年1月 |
|-------|-------|---------|---------|
| 広島市 | 156 | 115 | 52 |
| 呉市 | 8 | 4 | 8 |
| 三原市 | 1 | 0 | 0 |
| 尾道市 | 5 | | |
| 福山市 | 51 | 0 | 5 |
| 廿日市市 | 8 | 約30 | 0 |
| 大野町 | 2 | 0 | |
| 合計 | 231 | 153 | 65 |
| 全国(人) | 25296 | 18,564 | 7,508 |

[資料2： 広島ホームレス支援活動]

① (広島) [野宿労働者の人権を守る広島夜回りの会の夜回り]: 12月~3月 毎週水曜日。カトリック観音町教会(広島市西区観音町15-31)に午後8時30分までに集合。約20年前から「一人の野垂れ死にも許すな」をモットーに、本人の希望に沿った形での自立支援活動を続けています。■食べ物(冬季:おにぎり、味噌汁 春夏秋季:バナナ、ゆで卵)の配布・頼まれた衣類等のお届け■相談活動(生活相談、就労支援、居住支援)。090-8715-5186まで。

② (広島) [くつろぎ入浴サービスでの相談、話し相手、世話]。毎月第1・2金曜日、第3・4土曜日、12:30~17:30。社会福祉士会、介護福祉士会、看護協会西広島支部、ボランティア、シェルター

③ (広島) [路上生活者のための「昼食&相談会」]: 奇数月第4土曜日) 12時00分~15時、広島市社会福祉センター6階。

④ (反貧困ネットワーク) ■「該当相談」(弁護士、社会福祉士、司法書士等) ■「シェルター」 7軒 ■「多重債務相談」

⑤ 「炊出し」。毎月第4日曜日、上幟町公園。カトリック教会、聖公会、ボランティア

⑥ (呉) [夜回り] 第4火曜日定例。18:00~呉市社協前集合。社会福祉士会、くれんど、ヘルパー。

⑦ (福山)

■「きんようきささ」: 市民と元ホームレスの人たち交流する福祉コミュニティ。

■「夜回り」: いずれも、日回りの会(ひまわりのかい(代表:平田)084-955-3705、tomoshibi2010@yahoo.co.jp、福山ともしびの会(代表:若林)090-3371-7224、tomoshibi2010@yahoo.co.jp、ボランティアほっとネット、社会福祉士会

報告 1 : 野宿労働者の人権を守る広島夜回りの会 夜回り、炊き出し

広島夜回りの会は 1987 年から始まり、現在の夜回りは資料 2 の通りです。確かに状況が変わりました。一言で言えば、私たちは「野宿労働者の人権を守る」という名称にまだこだわっている理由は、支援活動が始まった頃は、アジア大会を控えて本当に野宿労働者の人権問題に関わる事が多く、未払賃金だとか障害などに対して本当に切り捨てにされていた人たちがいて、そういう人たちとの関わりがものすごく強かったからです。

今、四半世紀たったが、野宿労働者の人数は減り、驚くことの 1 つは、長年路上生活をずっと続けておられる人がいて、ただ単に衣食住が必要ということだけではなくて、やっぱり何か人間的な関わりを求めています。刑余者の再犯の支援や病気で入院など、ずっと変わらない問題があります。

最近の事例では、実際に一時的に解雇されたので行く場所がなくなったとか、派遣で来ていたが帰る旅費が無いとかで、ハローワークにつないで仕事の紹介するが、野宿労働者は少なくなっています。

野宿者は、いろんな関係が壊れた中、行く場所を無くし、家（住宅）はあるが家に帰れない、家族もいるが帰れないなどの人を見受けられます。

（脱路上後の社会関係の希薄） 2015 年 1 月調査で 35 人だが、夜回りで回っていると、約 60 人の方とは毎週会っています。うち 20 人は、一度野宿生活をしていただけでもアパートに上がった人たちが、人間関係を持ちたい、おしゃべりしたい、おにぎりが欲しいという方たちが居て、そういう方たちとの関わりも大事です。2 年ほど前に広島駅付近での段ボールハウスの撤去があり、そこに住んでいた高齢者を我々も支援して、生活保護申請して住居に上がったが、1 年 3 カ月後にアパートの部屋で孤独死をしていたことがありました。なかなか人間的関わりを持ちづらい方とか、畳に上がったあとの支援の持ち方に私たちがずっと悩んでいます。

（伴走型支援：病院、福祉事務所、警察、司法からの協力依頼） 最近では、路上で倒れて救急車で病院に運ばれて、生活保護の申請となり、病院での治療が終わり、市社協のほうに連絡があり、夜回りで野宿者だと確認できて、担当エリアの私がお見舞いに行ったが、病院から転院時の介添えを依頼され、福祉事務所のケースワーカーから退院後の住宅契約の協力を依頼され、できる範囲で協力をしています。夜回り会は相談を受けて個別支援するという組織ではないので、何人かの経験者がお手伝いをしているところです。

警察からも、野宿者への対応の相談があって、夜回りの会の者がその方のサポートに行くのと、初めて会った人ですが、その方を支えながら、次の場所に移るまでのお世話、関わりを持ったということがありました。

ここ 1 年、2 年の間、刑余者が居場所がなく広島に流れて来て野宿し、夜回りで出会い、その人がもう自分の人生に希望が無いから犯罪を犯して刑務所に戻るしかないと言うので、なだめて、その方を「風の家」（刑余者の更生保護を行っている団体）の施設に受け入れを依頼したこともありました。その後、その人は再犯となり本人が夜回りの会に連絡を取ってきたので、私が留置場の訪問、裁判になって励ましをするような個人的支援を最近ではしています。

（自分の意思を伝えることに困難で生き辛さを覚えている人が多い） 野宿者のニーズの変化では、生きづらさを覚えている人があまりにも多い。その人の意思を通訳してあげ

ないと相手に自分の意思が伝わらない人。障害なのか、コミュニケーション能力の弱さなののでしょうか、対話をすると、相手から自分が批判・非難を受けたと受け取ってしまって、トラブルになる…

また、本人は借金があるから自分はもう生活保護を受けられないと言うので、「それならそれで一緒に考えて相談しましょう」と言い、本人は法テラスなどに相談に行ったが、途端にもう話ができないと思って帰ってきたことがあります。本人は、自分の生活問題を他人や相手に伝え一緒に考えてもらうという経験が少ないのか、短気なのか早合点なのか、そういうことによって、生きづらさを覚えている人には、誰かが寄り添い通訳しないと、一人で暮らしていく力が持てない人というのがあると思います。

(誰が伴走者になるのか) 今後のホームレス支援では、就労支援や生活保護支援だけでなく、生活困窮者支援が大きな要素になってくると思いますが、誰が寄り添うのか、伴走者の問題を宙に浮かさないことです。刑余者の支援、生活保護申請の支援があるが、ケースワーカーとの連携、警察や更生保護との連携は何とかあるが、誰がその人をフォローするのかというと、家族がいないと孤立無援になってしまうということを感じています。

コーディネーターによる課題整理

(課題1: 長く路上に残る人を支援する方法の検討が必要) 路上生活が3、4年はざらで、長い人は10年以上。「最後まで、頑張れるところまでは頑張る」という方もいます。

社会福祉士会などの入浴サービスの利用者にも10年以上の路上生活者がいて、いくら生活保護を勧めても絶対受けないという人もいます。だから課題としては、社会福祉サービスとあまり関係を持たないで生きてきた人を、生保利用を希望しないということで、そのまま放置しておいてよいのか。豊に近づける方策が必要です。

2012年の厚生労働省の全国調査(資料3)を見ても、路上生活者の60%の人が路上生活しながら廃品回収や建設労働をして、平均3.5万円収入があり、食べることにかつかつで生存を維持しています。それから、生活ニーズは、不十分な食事、住居、入浴・清潔・健康、就労などで、種類は全然10年前と変化していません。

(課題2: 豊に上がってからの支援: 福祉コミュニティづくり) 脱路上して豊に上がったが、孤独死した人、夜回りの時にずっと並んでいる人の支援。脱路上支援して路上生活者を減らしているが、彼らは脱路上し豊には移っても、その後の生活ニーズ、社会的孤立とか社会関係の形成があります。

(課題3: 伴走型支援) なかなかコミュニケーションが取れない方で、精神や知的障害、コミュニケーション能力の低い方が実際にいて非常に複雑ですね。特に他機関が支援するが宙に浮かぬ方策をどうするのかというのが挙がっています。

(課題4: 高齢・障害・帰住先のない刑余者、障害者、被虐待の人など) 高齢で障害があり帰住先のない刑余者、一般の刑余者への支援は、更生保護領域であるが、社会福祉が支援し切れていないという問題が浮き彫りになっています。

報告2: 福山日回りの会 日中の支援と夜間の支援

(1999-2004年当時は約50名の路上生活者) 福山日回りの会は、資料2のような活動をしています。その前身である「路上生活者の自立を支援する会」は、2001年10月から食べ物関係のボランティアグループということで、神石・東城のほうの生産者と福山の消費

者が1つの土俵で食べ物について勉強し

資料3:ホームレス者の生活ニーズ(必需なのに無いもの)

・厚労省の「2012年ホームレスの実態に関する全国調査結果」(約1500人)では、

①50歳代以下48%、60歳以上が52%。

②60%の人が路上生活しながら廃品回収や建設日雇いなどの仕事をしており、③収入は平均3.5万円)、

④生活ニーズは、1)不十分な食事(40%)、2)住居(55%)、3)入浴・清潔・健康(38%)、4)何らかの仕事と住居を希望(52%)で、種類は変化していない。

⑤→だから、食事(炊出し、配食、入浴時)、入浴、健康、就労の支援、生活相談は生活ニーズ"にこたえてる。生活保護はすべてのニーズに対応。課題は居住支援、生活相談。

て考えていくことから始まった会です。ほとんどの活動は、主婦ばかりが役割分担して昼間の活動をやっていた会ですが、そこへ広島の団体からホームレス支援の協力依頼の手紙が来たので、大変さを察して、声かけて食べ物、衣類、毛布などを集めて何回か送ったことが始まりでした。返事として、広島に送っていただくのはありがたいけれども、福山にもいるから福山の人を見てあげてくださいというのが返ってきて、驚きました。私どもは夜外出しないので全く気が付きませんでした。駅の構内、自転車置き場の上の段から下の段まで、その当時は何十人もの人が、いろいろな所に寝ており、それを見たのは本当にショックでした。1999年12月ごろから福山では、カトリック教会のメンバーが夜回りを始めていたので、そこに私たちが仲間に加えてもらって、一緒に夜回りして夜の実態が初めてわかったという経緯があります。

2002～2004年の当時は約50人いたので、取りあえず60食のお弁当を作り持って昼回り、2002年土曜日から2回にして、夜回りも月1回なので、合計月3回ほど昼夜の弁当配布となりました。夜の巡回にも出てみると、夜間は駅の構内での何十人という人の寝起きが続き、一般交通利用者から苦情が出て、駅付近の路上での食事等の配布になり、また、芦田川の河川敷での車生活や段ボールハウスの路上生活者がいて60食ぐらい必要で、途中から配食ではなく公園に受け取りに出向く方法に変えました。

(2014年現在は約5人まで激減) 2014年現在では、お昼配布のお弁当は5～6人分を作れば足りるし、夜回りの方もやっぱり5～6人止まりです。それで福祉課のほうに聞いたら、「いや、車上生活がいる」といわれ、全員畳に上がったわけではないのです。

(脱路上者向けの金曜喫茶、紡がれる信頼ある人間関係、みおくる) それと、まだ新しい人や既に生活保護利用でアパートに移った人が配食に来ます。その理由は高齢になって1人で食事するのができないので、お米を炊ける人にはあげています、そうすると「もう米を炊くは大変だからいらぬ。むしろカップ麺が良い」と言われます。やはり高齢になると、食事一家事が事実上出来なくなるのですね。

そこで、2010年10月から「きんようきっさ」を始めました。これは、路上から畳に上

がったけれども、ほとんどが男性の一人暮らしが多く、食べることに不十分で、またゆっくり話を聞く（相談）必要があって始めました。ある方は病気がわかり、更にじっくりと話を聞くと、その人は読み書き（話す）能力の不十分さがわかりました。戦後の義務教育制度の中で読み書きそろばんの能力の教育から漏れた人がいることが本当ショックでして、いかに教育が漏れた人をそのまま放置してきたのかと…私もかつて教育現場にいたので、非常に責任を感じました。その人はお正月明けに大きな手術をした時に付き添うと、医師から関係をきかれ、「家族代理です」と言い、医療者の説明に陪席し、「この人にはこれを読んでおいてくださいではなく、必ずちゃんと口頭説明をしてください」と代弁しました。大家さんにも同様に、口頭説明を依頼しています。

（支援は一人ではなくサポートグループが必要）もう一人、他人には迷惑かけたくないと行って約 80 歳まで頑張った人がいまして、夜回りで口説いても駄目で「何かあったら電話してね」と私の電話番号を書いておきました。ある時電話がかかってきて、「動けなくなった」というので、すぐ社協に連絡し、救急車を呼び、入院させると、大病で手術をして、その後アパートに移そうとしたが、保証人がいないので結果的には保証人を引き受けました。不動産屋を回ると、保証人が必要、年金生活者は不可、持ち家、固定電話持ち、家族必要など沢山言われて厳しいです。個人に関わると（支援）、相性もあり、本当に個人のプライバシーにとことん付き合うことになるので、信頼関係ができないと無理だということがわかりました。その後、施設で生活し、ちょっと気になって面会に行き、「心配しなくていいわよ」と言って帰ったのですが、間もなく亡くなり、誰も都合がつかず、私一人でみおくりしました。私はやっぱりどんな人でも人として送ってあげたいと考えています。

信頼関係に結ばれた支援は、入院、葬儀などもあり、全部一人では負いきれないので、やはり何人かでサポートするというグループがあると、やりやすいと思います。特に路上生活の経験者は、高齢、病気、障害、いじめ経験などの辛い生活をしてきた人が多く、死にたいという人もいますが、「やっぱり生きていてよかった」「ああ、福山に来てよかった」「(少しでも) ああ、よかった」と思ってもらいたいです。そのためには、一人だけでは駄目なので、何人かで共有していくということが必要で、社協や市役所などにつながる必要があります。

（利用者のニーズの変化と対応）今の利用者のニーズの変化はあるが、やはりお弁当は続けます。それと、「きんようきっさ」も、そこで深い話し合いができて、就労につないだり、医療にかかったり、年金相談をしたり、弁護士による債務整理をしています。やはりいろんなネットワークを持つことが必要です。また、路上生活者とボランティアとの交流会が年 2 回（4 月と 11 月）ずっと継続しており、ボランティア、福山市生活福祉課・健康推進課、市社協と一緒にやっているのだから、それが非常に機能していると思っています。

コーディネーターによる課題整理

（課題 4： 伴走型支援）脱路上後の生活相談、日常生活の衣食住、住居確保、就労支援、保証人問題とか、支援が継続するときは、専門職の支援者と被支援者という関係から、新しい友人の関係にだんだん変化していきます。

（課題 5： 貧困、はく奪、社会的排除、それぞれの概念特性の比較。福祉コミュニティづくり）路上生活者の数字は減っているが、貧困、剥奪、社会的排除の特徴を念頭に置いた支援の必要があります。特に単なる貧困ではなく「社会的排除」という考え方、つま

り福祉国家・福祉社会で、雇用、社会保障、社会福祉制度があるにもかかわらず、その外部や外縁に位置してそこに繋がらない（排除された）人が多くみられる。その特徴は三つあり、一つ目は衣食住などの「生存のための基礎的なニーズの欠如」、二つ目はその時代の「標準的な生活のための資源のはく奪（資源がない）」、21世紀初頭の社会の標準的な生活水準がない、子どもの貧困で言えば、お誕生日に誰かが祝ってくれるなどの標準的な生活水準がない。三つ目は「社会的な参加・つながりの欠如」、「関係の側面」であり「コミュニティ、社会関係」の欠如。問題状況は経済困窮だけではなく、家族はいても家族関係がないとか、相談する人がいないという「コミュニティ、社会関係」の欠如です。夜回りのときに既に生保利用でアパート生活している人が弁当を取りに来るとか、アパートに移ったが誰とも話をしたことがなく、果てには孤立死するとか、その人が所属する「福祉コミュニティ」をどうつくるか。脱路上者主体の居場所作り、食事会、ボランティア活動の勧奨などは、「社会的な参加・つながりをつくる」福祉コミュニティづくりです。

資料4 貧困、剥奪、社会的排除概念の特性の比較

第1章 社会的排除、福祉の場としての居場所

図表1 貧困、剥奪、社会的排除、それぞれの概念特性の比較

| 概念 | 貧困 | 剥奪 | 社会的排除 |
|------------------|------------------|------------------------------|------------------|
| 生活のための基礎的なニーズの欠如 | 生存のための基礎的なニーズの欠如 | 標準的な生活のための資源の剥奪（物質的資源と社会的資源） | 公平な社会資源の存在の一環の欠如 |
| 一次元の排除 | 多次元の剥奪 | 多次元の剥奪 | 多次元の剥奪 |
| 個人・世帯 | 個人、世帯 | 個人、世帯 | 個人、世帯、コミュニティ、社会 |

出典：James (2004, 16) を参考に筆者が作成。

社会的排除は、貧困・福祉・福祉政策（脱路上社会政策）
 筑波文化社

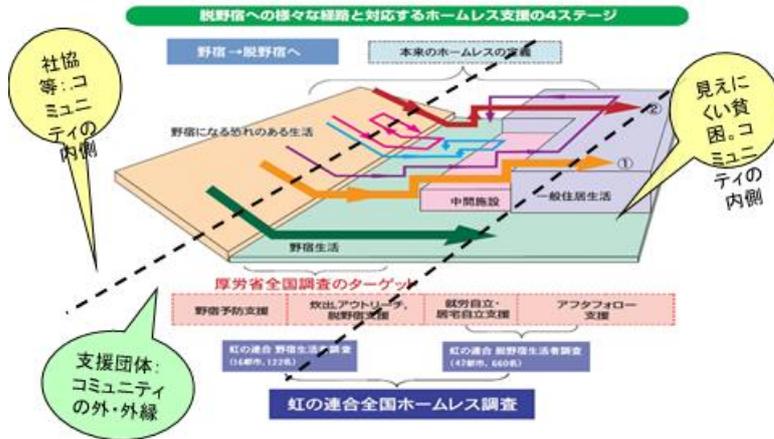
（課題6：福祉コミュニティづくり、社会関係を作ることが重要）

資料5（虹連合 2007）参照。広島県の団体も含む全国の支援団体、大阪市立大学関係者が全国調査のまとめの図です。路上生活者は、社会経済変動で左上の一般コミュニティから滑り台のように二つの破線の間領域の路上に落ちてくる。そこから民間団体の支援、生活保護利用や自立生活支援センターの支援、就労等を通して、もう一度畳の上に上がる（脱路上）。ホームレス支援団体の活動は、路上という領域および脱路上後の福祉コミュニティの領域です。路上に出た人たちをもう一度畳の上に上げる（脱路上支援）と、上がった先の地域での社会関係が無いことがとても深刻です。支援団体が行っている居場所づくり、食事会、ボランティア活動の勧奨は、この社会関係、福祉コミュニティづくりです。

報告3：広島・くつろぎ入浴サービス 広島県社会福祉士会・広島県介護福祉士会等

（路上生活者の減少、そして入浴サービスの実利用者の激減） 資料6参照。実利用者は2004年47名～（2010年49名）～2013年23名の幅であったが、2014年9月現在12名、2015年3月現在8名（うち2名は新規利用者）と激減しています。

資料5: 脱野宿への様々な経路と対応するホームレス支援のステージ(出典 虹の連合(2007)「もう1つの全国ホームレス調査」を岡崎が一部改編)



(利用者の減少理由) 2014年度の脱路上者7名(生活保護受給6名、就職1名)で、中断・所在不明11名(恐らく就労自立)、生保受給者のうち3名は自力申請、2名は病气入院をきっかけに受給、1名は申請支援しました。

(高齢・障害、複雑な事情を抱える人への支援が増大) 約50歳の男性。昼食相談会経由で入浴利用につながりました。本人は、病气、そして借金があり、相談の結果、福祉事務所に生活保護の申請に行ったが、まずは借金整理の見通しをつけて申請することになりました。そこで、法テラスで自己破産の相談をしたが、うまくいかず、法テラスへの同行支援を提案したが断られ、あきらめ切って、今日に至っています。

また、50歳の男性で、実際に働いており、友人宅の転々とした居住ではなく、住居があれば、より落ち着いて仕事に就けるのではと思われる人が数人見られます。住居支援の必要な人が多いです。

資料6: くつろぎ入浴サービス実績

| | 回数 | 実利用者 | 延利用者 | 路上脱却 | 路上脱却率 | 死亡 | 路上 |
|------|-----|------|------|------|-------|----|----|
| 2004 | 45 | 47 | 165 | 20 | 42 | | 27 |
| 2005 | 36 | 30 | 125 | 12 | 40 | | 18 |
| 2006 | 46 | 49 | 138 | 17 | 34 | 1 | 31 |
| 2007 | 42 | 34 | 105 | 16 | 47 | 1 | 18 |
| 2008 | 48 | 45 | 152 | 17 | 37 | 0 | 28 |
| 2009 | 48 | 41 | 190 | 19 | 46 | 0 | 22 |
| 2010 | 74 | 49 | 225 | 37 | 75 | 2 | 12 |
| 2011 | 43 | 35 | 178 | 9 | 25 | | 26 |
| 2012 | 43 | 39 | 194 | 9 | 23 | | 30 |
| 2013 | 43 | 23 | 145 | 3 | 13 | 1 | 20 |
| 合計 | 468 | 392 | 1617 | 159 | 40 | 5 | |

***** お願い:今回は半分の報告になりました。次号は残りの生活困窮者支援事業、生活保護事業、ホームレス支援事業との関係をお伝えします。(2015年4月初旬発行。併せて読んでください)*****